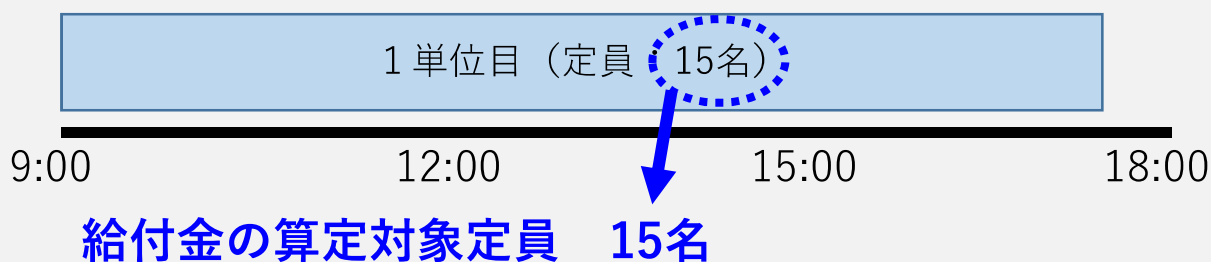


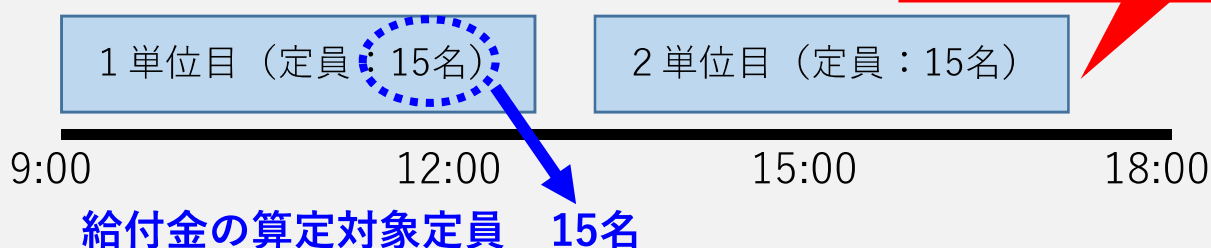
通所介護事業所（地域密着型含む） の算定定員の考え方について

- ・ 2026（令和8）年度物価高騰対策支援給付金の申請において、算定対象となる定員は「指定通所介護事業所の利用定員」です。
- ・ 「指定通所介護事業所の利用定員」とは、サービス提供単位ごとの利用定員ではなく、事業所において「同時に通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限」をいいます。
- ・ 神戸市に届け出られている「事業所の利用定員」で判断します。具体的な利用定員の考え方は、以下の図のとおりです。

例1：「1日型のデイ（1単位）」を実施 【1単位目】 月～金 9:00～17:00 定員15名の場合



例2：「午前・午後の半日型デイ（計2単位）」を実施 【1単位目】 月～金 09:00～12:30 定員15名 【2単位目】 月～金 13:30～17:00 定員15名の場合



【注意】
15名 + 15名 = 30名
という算定ではありません